

道路上放置車処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市の管理する道路、法定外道路又は公共土木施設(以下〔道路等〕という。)上に放置されている自動車の処分に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下この条で〔運送法〕という。)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置車 正当な権限がなく長期間にわたり、道路等上にそのままにしてある状態の自動車をいう。
- (3) 廃棄車 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第2項に規定する一般廃棄物に該当する自動車をいう。
- (4) 所有者等 自動車の所有者、占有者及び権原を有する者をいう。
- (5) 自動車登録番号票 運送法第11条で交付を受けた番号票をいう。

(対象)

第3条 この要綱により処分する放置車は、自動車登録番号票が取り外されて放置された自動車で、放置された場所を所轄する警察署(以下「所轄警察署」という。)との協議に基づき、市長からの依頼により当該所轄警察署が行う調査によっても所有者等が確知できず、かつ、当該所轄警察署において道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)又は遺失物法(平成18年6月15日法律第73号)その他の法令によっても処分することができない場合で、当該所轄警察署において廃棄車と認定されたものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず自動車登録番号票が取付けられた放置車で、所轄警察署との協議により、当該放置車の処分を市長が行うこととしたものは、処分することができる。

(処理)

第4条 市長は、放置車の確認をしたときは、当該放置車を放置場所で現認し、これに指定期限までに所有者等が自ら撤去すべき旨を記載した勧告書(市長と所轄警察署長の連記のもの。)を貼付し、当該放置車を特定できる写真を撮影するものとする。

2 市長は、前項により放置車を現認したときは、当該所轄警察署に対し、放置車調査依頼書兼廃棄車認定協議書(以下この条において〔放置車調査協議書〕という。)により、当該放置車の所有者等の調査の実施及び廃棄車の認定について協議しなければならない。ただし、当該放置車が自動車としての機能を失っており、明らかに廃棄車であると確認できる場合は、放置車調査協議書により所有者等の調査の実施を依頼するものとする。

3 市長は、前項による協議により所轄警察署から、当該放置車が廃棄車と認定する旨の報告を受けたときは、指定期限までに所有者等が自ら撤去すべき旨及びその期限までに当該撤去を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該撤去を行う旨を、公告しなければならない。

4 前項の指定期限が満了しても所有者等が自ら当該撤去をしない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該撤去を行い解体処分する。

(協議事項)

第5条 この要綱に定めのない事項又は道路等の管理上緊急を要する場合は、所轄警察署と協議するものとする。

(施行期日)

第6条 この要綱は、平成14年1月1日より施行する。

(沿革)

昭和46年4月1日	制定
平成3年5月1日	全部改正
平成6年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	全部改正
平成14年4月1日	一部改正